

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	島根小学校	<参加者> 学務課 2 名、島根小学校 2 名、開かれた学校づくり協議会 1 名 都市建設課 1 名、交通対策課 1 名 西部道路公園維持課（西部第二係） 1 名、西新井警察署 3 名
実施日時	令和6年5月14日（火） 10:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対応完了日
(1) 島根四丁目 1 1 番 北側道路（環七北通り）	令和 5 年 5 月に島根小学校児童が被害者となった死亡事故発生場所。 改めて、現状において危険要因があるか、あるとしたらその対策について点検したい。	令和 5 年度に、事故現場付近における歩道の切り下げ部分について、ガードパイプを設置し、横断歩道以外の場所での歩行者の横断抑止を図った。 横断抑止を目的の一つとする歩道外側の植え込みが、事故現場付近において伐採やハサミで切られているなどして、目的を果たしていない部分が見受けられた。 状況の改善を図るため、再度植え込みの整備を検討する。 また、故意による植え込みの除去については、近隣マンションの管理者を通じて周知を図る。 再度の植え込み整備にも関わらず、継続した伐採等により状況が改善しない場合は、ガードパイプの設置等、新たな抑止策を検討していく。	西部道路公園維持課	R6. 5

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	足立入谷小学校	<参加者> 学務課 2 名、足立入谷小学校 1 名、PTA 1 名 開かれた学校づくり協議会 1 名、都市建設課 2 名 交通対策課 1 名、西部道路公園維持課（西部第三係） 2 名 東京都第六建設事務所 2 名、竹の塚警察署 2 名
実施日時	令和6年5月17日（金）9:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対応完了日
(1) 入谷九丁目3番 南東側交差点	首都高速道路下の都道と入谷大橋通りが交差する場所。児童が横断するのは都道であり、横断距離は長い。 歩行者信号は「ゆとりシグナル」が設置されており、登下校時に学童擁護員が配置されている。 入谷大橋通りから都道に右左折で進入する車両が、児童が横断する横断歩道を通過することとなる。 交差点が広いと、横断歩道付近に車両が到達するまでにスピードが上がり、危険な状況が見受けられる。	① 右左折車両に向けた注意喚起表示について、設置の可否、設置場所等について検討する。 ② 歩行者の青点灯時間延長については、交通状況（車両の通行量）による渋滞発生懸念や、児童の信号待機時間の延長などを鑑みると適当ではないため、見送る。	① 東京都第六建設事務所 ② 竹の塚警察署	① R7.4設置予定
(2) 入谷八丁目1番 南東側交差点	首都高速道路下の都道と区道が交差する場所。児童が横断するのは都道であり、横断距離は長い。 首都高速「足立入谷」インター出口付近であり、交差点をUターンする車両も多く、交差点内が広いことから、信号が変わった後に児童が渡る横断歩道を通過しようとする車両もしばしば発生する。 横断距離が長いものの、歩行者信号は「ゆとりシグナル」ではない。 登下校時に学童擁護員が配置されている。 区道から都道に右左折で進入する車両が、児童が横断する横断歩道を通過することとなる。 交差点が広いと、横断歩道付近に車両が到達するまでにスピードが上がり、危険な状況が見受けられる。	① 右左折車両に向けた注意喚起表示について、設置の可否、設置場所等について検討する。 ② 高速出口からのUターン車両対策も含め、当該交差点についての運用について検討を進める。 ③ ゆとりシグナルの設置については検討していく。	① 東京都第六建設事務所 ②③ 竹の塚警察署	① R7.4設置予定 ② 交差道路との兼ね合いから信号点灯時間の調整は見送り、信号無視の取り締まりを適宜実施する。 ③ R6.9警視庁本部へ上申済

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

(2) 入谷三丁目6番 (入谷中学校) 南東側交差点	交通量が多く、過去に交通事故が発生している。 車両同士の出会い頭の事故が多いが、児童が巻き込まれる懸念がある。	交通事故が発生していることもあり、当該交差点の周辺に注意喚起表示やカーブミラー等、ドライバーが確認すべき情報が多過ぎており、かえって注意が散漫になる恐れがある。 そのため ① 入谷中学校に対し、重複している注意喚起横断幕の整理・撤去を依頼する。 ② 区の危機管理課を通じて、入谷中央公園に沿って設置されている反社会的勢力対策用ののぼり旗の一部の移設を依頼する。 ③ 足立入谷小学校PTAが入谷中学校の敷地内に設置していた注意看板については老朽化が進んでいることもあり、撤去する。	①② 学務課 ③ 足立入谷小学校PTA	①② R6.6
(3) 入谷三丁目7番 東側道路	コンビニエンスストアに入出庫する車が通学路を横断することとなる。特に出庫時に見通しが悪く、児童の通行について危険である。	出庫する車に対し注意を促すための路面標示等について、コンビニエンスストア側に検討・実施を依頼する。	学務課	R6.5 依頼済み R6.8 店舗により看板設置

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	千寿本町小学校	<参加者> 学務課2名、千寿本町小学校1名、PTA1名 開かれた学校づくり協議会1名、民生・児童委員1名、 青少年委員1名、都市建設課1名、交通対策課1名、 東部道路公園維持課（東部第一係）2名、千住警察署1名
実施日時	令和6年5月30日（木）9:30～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対応完了日
(1) 千住四丁目19番 南西側五差路	信号の無い五差路（横断歩道有）で、登校時に駅方面へ通勤する自転車と児童が交錯する。横断待機場所がほとんどなく、児童が交差点内側を横断することも多い。 点検当日、当箇所配置されている学童擁護員の誘導方法等について指摘があった。	① 児童に対して、極力横断歩道を通行するよう交通指導を行う。 ② 委託先のシルバー人材センターを通して、学童擁護員にも児童の誘導を促す。また、指摘があった学童擁護員の誘導方法等につき、改善を求める。	① 千寿本町小学校 ② 学務課	② R6.5
(2) 千住五丁目17番 南西側交差点	東西方向は見通しが良く、信号が変わるタイミングで強引に通過する車両がいる。また、信号機は押しボタン式で、歩行者用信号の青の点灯時間が短いため、信号が赤の状態でも横断する児童もいる。	児童に対して、信号の遵守と横断時の左右確認の徹底について改めて指導する。 道路反対側を通行し、当箇所を横断せずに済む通学路の設定を検討する。	千寿本町小学校	
(3) 千住四丁目22番 南東側交差点 (ほんちょう公園入口付近)	公園脇の歩行者専用道から児童が飛び出し、自動車と接触する危険がある。	路面標示等による注意喚起はすでに対策が行われている。 引き続き児童に対する交通指導を行っていく。	千寿本町小学校	

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	皿沼小学校	<参加者> 学務課 2名、皿沼小学校 2名、PTA 3名、都市建設課 2名 交通対策課 1名、西部道路公園維持課（西部第三係） 2名 東京都第六建設事務所 2名、西新井警察署 2名
実施日時	令和6年6月20日（木）15:45～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対応完了日
(1) 皿沼一丁目17番 南西側交差点	通学路は、都道である鳩ヶ谷街道を横断することとなるが、交差点につながる区道の歩道幅員が狭く、近隣の加賀中学校に登校する生徒と錯綜し、結果児童が車道を通行していることもあり、危険である。 また、信号待機場所において、近隣の保育園に通園する園児保護者と思われる自転車が大半を占め、児童が車道に溢れていることがあり、危険である。 加えて、当該交差点より東に抜ける区道はスクールゾーン規制がされているにも関わらず、多くの車が通行している。	① 小学生と中学生が使用する歩道を北側・南側に「住み分け」し、互いの通学がスムーズに行えるよう、加賀中学校に依頼する。 ② 当該歩道は「自転車通行可」とされておらず、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等を除き車道を通行することとなる。近隣の保育園園児の保護者と特定できてはいないが、注意喚起として、自転車は車道にて信号待機を行うよう、保護者への周知を依頼する。 ③ スクールゾーン規制が為されている区道については、東西の入り口に路面表示を行い、規制されていることをドライバーにより分かりやすくする。	①② 学務課 ③ 西部道路公園維持課	① R6.6 加賀中学校より「通学時の生徒の安全確保等を鑑み、かつ皿沼小学校との協議の結果、通学ルートの指定は不可能」との回答あり。 ② R6.6依頼済み ③ R6.9
(2) 皿沼三丁目18番 南西側交差点	歩道上を自転車が走行しており、信号待ちをしている児童とぶつかりそうになり危険である。	当該交差点に接続する歩道は全て「自転車通行可」とされておらず、基本的には自転車は車道を通行することとなっている。 にも関わらず歩道を通行する自転車に対しては、歩行者も自衛の行動が必要であることから、学校や家庭においての交通安全教育を引き続き徹底する。	皿沼小学校	

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	中川東小学校	<参加者> 学務課 1 名、中川東小学校 1 名、PTA 1 名 開かれた学校づくり協議会 2 名、都市建設課 1 名、 東部道路公園維持課(東部第二係) 4 名、綾瀬警察署 2 名
実施日時	令和6年6月24日(月) 9:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対応完了日
(1) 大谷田二丁目2番 北西側交差点	複雑な構造の交差点で、信号のパターンが不規則であるため、勘違いをして発進する車両などがあり、危険である。また、北方向からの右折車と横断歩道上の児童が交錯しやすく、危険である。	① 北西側から通学する児童に対し、北側からの右折車両の死角となりにくい、西側の横断歩道を通るよう通学の指導を継続して行う。 ② 学童擁護員の配置に向けて調整を行う。	① 中川東小学校 ② 学務課	② R7.1配置済み
(2) 大谷田二丁目16番 南東側交差点	信号のない交差点であるが、南北方向は自動車の通行が多く、東西方向についても自転車の飛び出しがあり危険である。	① 交差点北側の電柱へ、車両への注意喚起表示の設置を行う。 ② 交差点南西側角へカーブミラーの設置を検討する。	東部道路公園維持課	①② R6.7設置完了
(3) 大谷田二丁目15番 南東側交差点	歩行者用信号機のない交差点である。南北方向は自転車の通行が多く、東西方向についても自転車の飛び出しがあり危険である。	歩行者用信号機の設置(車両用は設置済み)について検討する。	綾瀬警察署	R7.6設置予定
(4) 大谷田一丁目4番 北東側交差点	交差点東側の道路幅員が狭く、そこからの飛び出しに気が付きにくい。 全体的に交通量も多い交差点である。	交差点東側手前に注意喚起のためのストップマーク表示を行う。 東側角の植栽を剪定し、交差点内の見通しを確保する。	東部道路公園維持課	R6.6

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	寺地小学校	<参加者> 学務課 1 名、寺地小学校 1 名、P T A 1 名 開かれた学校づくり協議会 1 名、都市建設課 2 名、交通対策課 1 名 西部道路公園維持課（西部第一係） 2 名 東京都第六建設事務所 4 名、西新井警察署 2 名
実施日時	令和6年6月24日（月）9:30～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対応完了日
(1) 扇一丁目49番 北西側交差点（都道）	交差点北東側角が民家の壁。フェンスにより死角となり、特に江北橋通りの歩道を走行する自転車と、交差する道路を南下してくる児童との出会い頭の接触の危険性が高い。 交差点北東側を東に進むと、斜めに接道する区道がある。民家の壁・植栽により、都道との接道部分が死角となり、自転車と登校児童との接触の恐れがある。	① 交差点北東側の死角について、都道の歩道にラバーポールを設置し、より交差点の「角（かど）」から遠い位置を走行するよう誘導する。 ② 都道と区道の接道部分について、区道側に自転車を対象としたストップマークを路面に表示する。	① 東京都第六建設事務所 ② 西部道路公園維持課	① R6.11 ② R6.7
(2) 扇一丁目41番 扇東公園南東角交差点（都道）	信号機が設置されていない交差点。 歩行者妨害（横断待機者がいるにもかかわらず車が停止しない）が依然として多く、加えて交差点付近に路上駐車する車両が多い。 信号待機をしている児童が、路上に設置されたガードレール（ガードパイプ）により車から認識できないことがある。 信号機の設置が望ましいと考える。	① 路上駐車や歩行者妨害が悪質であれば、110番通報をいただければ、適切に対応する。 ② 当該交差点付近のガードパイプは角度を調整することで、より視認性を向上させる。 ③ 歩行者妨害の車に対し、都道の双方向における横断歩道手前に赤のカラー舗装を行い、ドライバーに対しより強い表現で横断歩道の存在を周知する。	① 西新井警察署 ②③ 東京都第六建設事務所	②③ R6.11

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対応完了日
(3) 扇一丁目41番 扇東公園北東側 変形五差路	五差路であることから、死角が多い。自転車の通行も多く、ヒヤリハットの事例もある。	① 設置済みのカーブミラーの角度を調整し、より手前まで確認できるようにする。 ② 交差点から北西に抜ける道路に、歩行者用のストップマークを表示し、登校児童への注意喚起を行う。 ③ 交差点から北東に抜ける道路にある電柱に「飛び出し注意」の電柱看板を設置し、走行する自転車への注意喚起を行う。 ④ 交差点から西に抜ける道路の路面に「学童注意」を表記し、走行する車に対して注意喚起を行う。 ⑤ 交差点のクロスマークが薄れていたため、塗り直しを行う。	①②④⑤ 西部道路 公園維持課 ③ 学務課	① R6.6 ②④⑤ R6.7 ③ R7.2
(4) 扇一丁目13番 北東側 変形交差点	交差点から西に抜ける道路を使用して登下校する児童が、南北を通る道路を通行する車や自転車に対して認識されにくく、出会い頭の事故の危険性がある。	南北に走る道路の横断場所を特定し、より視認性を高くして、出会い頭等の事故を予防する。	寺地小学校	

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	東綾瀬小学校	<参加者> 学務課 1 名、東綾瀬小学校 2 名、PTA 3 名、都市建設課 1 名 東部道路公園維持課（東部第二係） 4 名、綾瀬警察署 1 名
実施日時	令和6年6月25日（火） 14:45～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対応完了日
(1) 東綾瀬二丁目 17 番 八か村落とし ファミリー公園 南西側交差点	当該交差点の北東側、近隣マンションから通学する児童は、当該交差点について公園脇から横断歩道が無い場所を横断することとしている。 しかし、東から西へ抜ける車については、主道路ということで交差点手前で一時停止の規制も無いことから、登下校時に横断する児童が危険である。	① 当該箇所に横断歩道を新設することは、横断待機場所が不足していることから困難である。 ② 交差点東側道路に「学童注意」の路面標示を行い、車に対し注意喚起を行う。	① 綾瀬警察署 ② 東部道路公園維持課	② R6.8
(2) 東綾瀬一丁目 16 番 北西側交差点	当該箇所は南北に抜ける道路にスクールゾーン規制（7:30～8:30）がなされている。 そのためか、当該交差点の西側道路を使って登下校する児童が、交差点を斜め横断することがしばしばある。 小学校としては継続した安全指導を行っているが、なかなか効果が得られない。	登校時、スクールゾーンである南北の道路入り口に小学校がA型バリケードを設置していることから、バリケードに「斜め横断禁止」の旨の表示を行い、児童への注意喚起を行うことを検討する。	東綾瀬小学校	

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	竹の塚小学校	<参加者> 学務課 1 名、竹の塚小学校 1 名 P T A 3 名（うち 1 名は開かれた学校づくり協議会委員を兼ねる） 都市建設課 1 名、西部道路公園維持課（西部第二係） 2 名 竹の塚警察署 2 名
実施日時	令和6年6月28日（金）9:30～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対応完了日
(1) 竹の塚一丁目7番 北西側交差点	交差点の南東及び北東の角について、スペースが狭く、横断待機がしにくい。よって、路側帯の外にはみ出す児童がいるとともに、内輪差により危険が生じる懸念がある。 登校時は地域ボランティアが見守りをしているため安心であるが、下校時は大人の見守りが無いため、不安である。	① 交差点東側の2箇所の横断待機場所について、カラー舗装（緑）を行うことにより、児童に待機場所を認識させるとともに、車側にもこのゾーンを回避するよう注意を促す。 ② 学童擁護員の配置について、竹の塚小学校で配置の是非について検討する。	① 西部道路公園維持課 ② 竹の塚小学校	① R6.7
(2) 竹の塚一丁目32番 南西側交差点	通学路は赤山街道を横断するようになっている。 登下校時とも南北に抜ける道路がスクールゾーン規制されていることから、赤山街道を走行する自転車が、当該交差点を信号無視することが見られ、横断中の児童が信号無視の自転車に気を配り、避けながら歩いているような状況にあり、大変危険である。 また、歩行者用信号の位置がやや高く、低学年児童にとって見えにくい。	① 信号無視については、警察により取り締まりを強化する。 ② 歩行者用信号機については、位置の修正について検討する。 ③ 路面のスクールゾーン標記が薄れているため、塗り直しを行う。	①② 竹の塚警察署 ③ 西部道路公園維持課	① 適宜取り締まりを強化する。 ② 一部信号機はR6.9調整済み。残りの信号機については、R7年度工事予定。 ③ R6.7

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

(3) 六月三丁目13番 北側T字路	横断歩道が無い場所を横断することとなるが、民家の陰となることから見通しが悪い。 結果、走行する車からは直近まで児童を認識できず「飛び出し」のような状況となる恐れがある。	横断歩道の設置は、待機場所の不足及び周辺交通施設（路側帯の拡幅、ガードパイプの設置等）と改良を連動させる必要があることから、現状においては難しい。 については、竹の塚小学校及び保護者から児童に対して、当該箇所は厳重な安全確認が必要であることを、引き続き指導徹底していく。 また、東西に抜ける車に対し、児童の安全確認判断には不安が残るため、竹の塚小学校で学童擁護員の配置の是非について検討する。	竹の塚小学校	
-------------------------------	---	---	---------------	--

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	青井小学校	<参加者> 学務課 2 名、青井小学校 1 名、P T A 1 名 開かれた学校づくり協議会 1 名、都市建設課 1 名 交通対策課 1 名、東部道路公園維持課(東部第一係) 2 名 綾瀬警察署 1 名
実施日時	令和6年7月3日（水）9:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 青井三丁目33番 北西側交差点 (青井兵和通り)	横断歩道が無い交差点。青井兵和通りを横断することとなり、危険を感じている。 登校時間帯は流通のトラックが通り抜けることも多く、見通しが良いこともありスピードも上がっているように感じる。 昨年度まで当該箇所ではP T Aが見守りを行っていた。	主道路となる青井兵和通りに「学童注意」の路面表示を行う。 また、交差点を強調するため「ロ」の字の赤舗装を行うとともにクロスマークの塗り直しを行うことにより、交差点を通過する車に対し、注意喚起する。	東部道路公園維持課	R6.9
(2) 青井小学校 東側道路一帯 (竜井堀親水水路)	当該道路の東側の歩道上に、柵等が設置されていない水路が露出している箇所があり、児童が落ちそうになり危険である。	① 青井小学校東側付近の水路については、近い将来に暗渠にする予定である。 ② 青井みどり公園は水路を維持するため、車道側のロープが欠損している箇所は補修を行う。公園内遊歩道側については、児童の転落防止につながる対策を検討する。	① 道路整備課 ② 東部道路公園維持課	①② 竜井堀親水水路改修工事にて令和8年度末までに転落防止柵設置予定

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(3) 青井三丁目5番 南側歩道	スーパー西友が近隣にあることから、環七南通りの歩道上を走行する自転車の通行が激しく、マンション敷地から歩道に出る通学児童とぶつかりそうになっている。 環七南通りの歩道は狭隘であることもあり、自転車通行可の規制はかかっていないため、本来は歩道上を通行する自転車は13歳未満もしくは70歳以上の方が運転するものに限られる。 しかしながら、環七南通りの道路幅員自体が狭隘であること、また交通量が多いこともあり、自転車はほぼ歩道を通行している。 当該箇所はマンションの植栽や樹木により、歩道の東方向が見通しが悪い状況となっている。	歩道が狭隘なため、歩道上における注意喚起表示は困難である。 マンション敷地内の植栽等については、民地のため対応は困難である。 通学路がマンション敷地内となっている現状について、再度点検・確認を行い、見直しを検討する。	青井小学校	

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	興本小学校	<参加者> 学務課 2 名、興本小学校 1 名、P T A 2 名 開かれた学校づくり協議会 1 名、都市建設課 2 名、東京都第六建設事務所 2 名 西部道路公園維持課西部第一係 3 名、西新井警察署 3 名、
実施日時	令和6年7月5日（金）9:30～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 扇三丁目 1 4 番北西側 尾久橋通り上横断歩道	横断待機時に歩道を走行する自転車が多く、危険である。また、横断時にも車道を信号無視して進入する自転車があり危険である。	児童が歩道内側で待機することを促すため、待機場所の目安となるストップマークを設置する。 歩道上の中木植栽を移設して、見通しを確保し、横断する児童を認識しやすくする。	東京都第六建設事務所	R6.12
(2) 扇三丁目 2 5 番北西側 江北バス通り交差点	横断待機時のスペースが十分でなく、進入してくる車両と接触・衝突する危険性がある。	① 横断待機場所を少しでも確保するため、横断歩道の白線表示を見直すことを検討する。 ② 横断待機時の整列等を促すため、学童擁護員を配置について学校において検討する。	① 西新井警察署 ② 興本小学校	① 道路拡幅等の構造変更が必要なため、現況での対応は難しい。
(3) 西新井本町四丁目 2 9 番 西側	下校時に東側路地から進入する車両と出合い頭に衝突する危険性がある。 付近は横断歩道のない交差点であるため、児童が道路横断時に危険である。	東側路地が私道であるため、対応は困難である。 当箇所の前後にある横断歩道を横断するよう、安全教育を継続して実施する。 道路西側は通学路に設定されていないが、そちらを通行する児童も一定数いるため、状況を改めて確認した上で、通学路設定の見直しが必要か検討を行う。	興本小学校	

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	花保小学校	<参加者> 学務課 2 名、花保小学校 1 名、開かれた学校づくり協議会 2 名 交通対策課 1 名、東部道路公園維持課（東部第三係） 3 名 竹の塚警察署 2 名
実施日時	令和6年7月12日（金） 9:30～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 南花畑二丁目 19 番 (花保小学校) 南側道路	児童が下校する際、校門から低学年児童が飛び出し、歩道を通行する自転車、また車道まで飛び出す懸念があり、不安を感じている。	① 歩道については、自転車の通行を車道寄りに誘導するためのポストコーンの設置、また視認性確保のため、低木植栽の剪定を行う。 ② 車道については付近に横断歩道があることから、路面への注意表記はスペース的に困難である。飛び出し禁止について、小学校や家庭での交通安全教育を引き続き徹底する。	① 東部道路公園維持課 ② 花保小学校	① R6.8
(2) 南花畑二丁目 16 番 南西側交差点 (花畑南交差点)	小学校に近いこともあり、登下校で通行する児童の交通量は多い。 しかし横断待機場所が少なく、かつ歩道を通行してくる自転車の交通量も多いことから、接触の危険性がある。	① 特にスペースが狭い南東側の角については、スペース拡張を目的として、植栽を移設しガードパイプを設置するなどの案について検討する。 ② 児童が横断待機をする際は、できるだけ後ろに下がり、自転車や他の歩行者の通行スペースを確保することで、接触を回避するよう、児童への交通安全教育を引き続き徹底する。	① 東部道路公園維持課 ② 花保小学校	① R6.10
(3) 南花畑二丁目 30 番～26 番 北側道路	車、自転車の交通量が多い道路であるが路側帯が狭く、しばしば車道にはみ出して通学している児童が見受けられる。	路側帯の拡幅を含めた道路の改良については困難である。 交通量や歩行環境を鑑み、より安全と思われる通学路を検討する。	花保小学校	

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	花畑第一小学校（臨時）	<参加者> 学務課 2 名、花畑第一小学校 2 名、交通対策課 1 名 東部道路公園維持課（東部第三係） 2 名、竹の塚警察署 2 名
実施日時	令和6年9月19日（木）8:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 花畑一丁目30番 花畑北部六号公園北側道路	北側緑道から六号公園側に横断する際、斜め横断をする児童が多い。 また、スクールゾーンの時間帯ではあるが、自転車の暴走が多く、児童が横断する際に危険な状況となっている。 令和4年度の通学路合同点検時に横断歩道の設置要望があったが、その際は諸条件を満たせず設置は見送った。	緑道の斜め方向に開口部があり、そこから児童が斜め横断をしているため、斜め方向を通行できないよう、柵を設置する。 それに伴い、直進方向に設けられている柵を一部改良し、直進方向に開口部を設定する。 なお、直進方向の開口部付近に、自転車の速度抑制を促すラバーポールも設置する。 また、道路上に横断方向を示す表示を行う。	東部道路公園維持課	R7.3

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	西伊興小学校	<参加者> 学務課 1 名、西伊興小学校 2 名、PTA 2 名 開かれた学校づくり協議会 2 名 都市建設課 1 名、交通対策課 1 名、 西部道路公園維持課（西部第二係）1 名、竹の塚警察署 2 名
実施日時	令和6年10月9日（水）13:30～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 西伊興二丁目2番 北東側交差点	東から西方向へ通学する児童が信号待ちをする際、大師北参道を南北方向に抜ける自転車と交錯する危険性がある。	① 交差点南西側の歩行者用ストップマークを西側に移設して、安全に横断待機できる箇所の目印とする。 ② 児童へ安全な横断待機場所について指導を行う。	① 西部道路公園維持課 ② 西伊興小学校	① R6.10
(2) 西伊興二丁目2番 南東側交差点	西側区道から大師北参道へ左折する車両が横断待機をしている児童と接触する危険性がある。 加えて、当該交差点の東側区道はスクールゾーン規制がされているにも関わらず、多くの車が通行している。	① 交差点内の歩行者用ストップマークを目印として、児童へ安全な横断待機場所について指導を行う。 ② スクールゾーン規制がされている区道については、当該交差点入り口に路面表示を行い、規制されていることをドライバーにより分かりやすくする。	① 西伊興小学校 ② 西部道路公園維持課	② R6.10
(3) 伊興二丁目2番 南側道路	南側の諏訪木東公園から道路へ飛び出す児童がおり、自動車への接触や転倒の危険性がある。	道路との境にある公園内の柵に、通り抜けを禁止する旨の注意標記を設置する。	西部道路公園維持課	R6.10
(4) 伊興二丁目13番 南東側T字路交差点	南北方向から交差点内に進入する車両が、西側で横断待機している児童を視認しづらく危険である。	① 交差点の南北手前それぞれに、「学童注意」の路面標記を行い、注意喚起を図る。 ② 交差点南北手前のダイヤモンドマークを再塗装し、横断歩道の認識をしやすくする。 ③ 南側からの視認性を高めるため、交差点南西側民地内の樹木剪定が可能か所有者等へ確認する。	① 西部道路公園維持課 ② 竹の塚警察署 ③ 学務課	① R6.10 ② R6.12 ③ R6.10 (R6.12にマンション管理会社により剪定)

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	鹿浜未来小学校	<参加者> 学務課 2 名、鹿浜未来小学校 2 名、交通対策課 1 名 西部道路公園維持課（西部第三係） 2 名、西新井警察署 3 名
実施日時	令和6年10月10日（木）10:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 鹿浜未来小学校 北、東、南側道路	小学校の周囲道路は通学路であることから、スクールゾーンとして車両進入禁止の規制により通学児童の安全を図りたい。 ※ 学校西側道路は旧北鹿浜小学校のスクールゾーンによる車両進入禁止規制がそのままとなっている。	① 現在、学校の周囲四方は全て自主管理歩道で囲まれており、幅員も児童が通れないような狭隘な状況にはない。よって、児童がやむを得ず車道を通行しなければならない状況にも該当せず、スクールゾーン指定による車両通行禁止規制は馴染まない。 ② ただし、学校の周囲の道路を走行する運転手に「ここからは学校のエリアだ」と認識させるような標記は必要であり、道路標記や電柱看板等で周知を行う。	① 西新井警察署 ② 西部道路公園維持課、学務課	② R6.11 (電柱看板の設置は、適した電柱が無く不可)
(2) 鹿浜未来小学校 北東側 交差点	信号が無い交差点であり、多くの通学児童が当該交差点を南北に通過している。令和6年9月13日午前7時30分頃に車同士の衝突事故が発生したように、交通事故の懸念がある。 通学時刻についてはスクールゾーンによる通行規制をかけ、ドライバーの注意力に依存することなく交通事故の可能性を減じることが必要である。 近隣の保護者からも対策を強く求められている。	① 当該交差点の南北方向に横断歩道の設置を検討する。 ② 横断歩道設置の場合は交差点に設置済みのカーブミラーの移設を行う。 横断歩道を設置できない場合は、当該交差点内を赤枠で表示する。 ③ 当該交差点の北側道路に「学童注意」の路面標示を行う。	① 西新井警察署 ②③ 西部道路公園維持課	①② R7.7～8（予定） ③ R6.11

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	宮城小学校	<参加者> 学務課 2 名、宮城小学校 1 名、P T A 1 名 開かれた学校づくり協議会 1 名、都市建設課 1 名、交通対策課 1 名 西部道路公園維持課（西部第一係）3 名、西新井警察署 2 名
実施日時	令和6年10月22日（火）10:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 宮城一丁目12番 南側交差点（変形）	変形の交差点を横断する際、左右からの車の往来が多く、また交差点の際まで見通しが悪く、横断歩道も無いことから危険な状況である。	① 児童の飛び出しについて注意を促すため、歩行者用ストップマークを路面標記する。ただし交差点以北は私道であるため不可。 ② 車両に対し注意喚起を目的として「横断注意」等の電柱看板を設置する。 ③ 特に児童の通学が集中する登校時において、学童擁護員の配置を検討する。	① 西部道路公園維持課 ② 交通対策課 ③ 学務課	① R6.11 ② R6.11 ③ 当該交差点には横断歩道が無いこと、また付近の交差点（約20m）に横断歩道があることから、学童擁護員による見守りは適さないと判断する。
(2) 小台二丁目37番 南東側交差点	信号が無い交差点である。特に南北を通行する車両（優先道路のため一時停止規制は無し）の通行量が多く、また速度も速いことから、児童が横断歩道を通行する際に危険を感じている。	① この先に横断歩道があることを路面標記にて周知するダイヤモンドマークが薄くなってきているため、塗り直しを行い、横断歩道の存在を強調する。 ② 車両の速度抑制を目的として、イメージハンプを路面に標記する。	① 西新井警察署 ② 西部道路公園維持課	① R7年度（予定） ② R6.11

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	西保木間小学校	<参加者> 学務課 1 名、西保木間小学校 1 名、開かれた学校づくり協議会 1 名 P T A 1 名、都市建設課 1 名、交通対策課 1 名 西部道路公園維持課（西部第二係）2 名、竹の塚警察署 2 名
実施日時	令和6年10月24日（木）9:30～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 西保木間三丁目 7 番 西側道路	道幅が狭く、歩道が途中から無くなる。 路側帯は歩くスペースがほとんどなく、スクールゾーン（7:30-8:30）かつ一方通行の規制はあるが、日中は抜け道でもあり交通量も多い。	以前、当該道路南端に横断歩道の横断待機場所として整備、また道路のグリーンベルト設置側の路側帯に、ソフトコーンを設置した経緯がある。 道路幅員の拡幅は困難であること、また登校時はスクールゾーンによる車両進入禁止規制がかかっていること、また一方通行規制がかかっていることから、新たに設備等の対策を実施することは難しい。 当面は ① 薄れてしまったスクールゾーンの路面標記の塗り直しを行う。 ② 小学校からの引き続きの安全指導を行う。	① 西部道路公園維持課 ② 西保木間小学校	① R6.11

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	鹿浜五色桜小学校	<参加者> 学務課 1 名、鹿浜五色桜小学校 1 名、開かれた学校づくり協議会 3 名 西部道路公園維持課（西部第三係） 2 名、西新井警察署 2 名
実施日時	令和6年10月29日（火） 15:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 椿二丁目10番 北東側T字路	通学路として使用している東西に通じる道路は、登校時間帯はスクールゾーンによる車両進入禁止規制が為されている。 当該道路は鳩ヶ谷街道への抜け道として使用されており、交通量は多い。この道路を横断する児童は、信号機の無い横断歩道を使用することとなり、危険を感じている。	① 横断歩道を予告する路面標記（ダイヤモンドマーク）が薄れてきているため、早期に塗り直しを行う。 ② 下校時の横断については、引き続き学校からの安全教育を行う。 ③ 学童擁護員配置について学校内で検討し、希望があれば学務課に相談する。	① 西新井警察署 ②③ 鹿浜五色桜小学校	① R7年度（予定）
(2) 椿二丁目10番 南西側交差点	南北方向に通学する児童が信号機の無い横断歩道を横断する際、車の交通量が多くスピードも出ているため、危険を感じている。 また、当該道路の西側にある運送会社の大型トラックが歩道を横断して敷地に入る際、誘導員などがいないため、当該道路の西側を北上する登校ルートも危険である。	運送会社に対し、学校から安全対策について相談を行う。 また、通学路の変更を行う必要があるか学校内で検討を行う。	鹿浜五色桜小学校	
(3) 鹿浜四丁目22番 北西側交差点	越境通学をする児童が環七北通りを横断するにあたり、信号機の無い交差点であり、かつ登校時間帯は車の流れがなかなか止まらないこともあり、危険な状態にある。	① 隣接交差点（鳩ヶ谷街道）に信号機が設置されており、新たな信号機設置は困難な状況ではあるが、検討を行う。 ② 交差点付近の歩道にある低木植栽の高さがやや高く、横断待機をしている小柄な児童が植栽に隠れてしまう懸念があるため、低木をさらに剪定する。 ③ 学童擁護員の必要性について学校内で検討し、必要と判断した場合は学務課に連絡する。	① 西新井警察署 ② 西部道路公園維持課 ③ 鹿浜五色桜小学校	① 現況では設置は困難。要望場所として記録する。 ② R6.11

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	六木小学校	<参加者> 学務課 1 名、六木小学校 2 名、PTA 3 名 開かれた学校づくり協議会 1 名、都市建設課 1 名 交通対策課 1 名、東部道路公園維持課（東部第三係） 2 名 綾瀬警察署 1 名
実施日時	令和6年10月30日（水）10:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 神明三丁目26番 南東側交差点	変則の交差点であるが、最近信号機が設置された。しかしながら、通学児童が信号機に従った交差点内の通行にまだ慣れておらず、結果として信号無視をしてしまうことがある。	学校による信号機遵守の交通安全指導を引き続き徹底する。	六木小学校	
(2) 六木四丁目5番 南西側交差点	舎人公園通りの交差点で、信号機は無い。近隣に大型店舗などもあることから、交通量は多い。過去に通学時ではないが児童の交通事故が発生しており、児童は危険な状況になっている。	① 拡幅事業が継続していることから現段階での信号機設置については検討は難しい。 横断歩道を予告する路面標記（ダイヤモンドマーク）が薄くなっているため、早期に塗り直しを行う。 ② 一時停止の交通標識が民家の植栽により隠れてしまっているため、区の所管部署に報告し、対処を依頼する。 ③ 交差点付近の歩道にある低木植栽の高さがやや高く、横断待機をしている小柄な児童が植栽に隠れてしまう懸念があるため、低木をさらに剪定する。	① 綾瀬警察署 ② 学務課 ③ 東部道路公園維持課	① R7.2 ② R6.11 ③ R7.5（予定）

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	弘道小学校	<参加者> 学務課1名、弘道小学校1名、PTA2名 開かれた学校づくり協議会1名、都市建設課1名、交通対策課1名 東部道路公園維持課（東部第一係）3名、 東京都第六建設事務所5名、綾瀬警察署1名
実施日時	令和6年10月31日（木）9:30～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 西綾瀬四丁目13番 北側交差点	近隣高校の生徒と通学時間が重複し、互いの通行が錯綜する。また、高校生は自転車通学も多く、かつ都道上の自転車専用道路が違法駐車車両に占拠されていることから、歩道を通行しているため、児童の安全な通行が脅かされている。 現在は高校の教諭が当該交差点にて見守りを行っているため、以前よりは改善されたものの、交通量は変わらないため、依然として危険な状態は継続している。	① 駐車を物理的に抑止するためのポール設置は、設置すればこの道路の別の場所に動くだけの「イタチごっこ」となることが想定されることから、設置は見送る。 ② 横断時については自転車を下車し、歩行者の安全を優先するよう、高校に要望する。	① 東京都第六建設事務所 ② 綾瀬警察署	① R6.10 ② R6.10
(2) 西綾瀬三丁目32番 北東側道路	信号が無いところを横断する歩行者や自転車が多く危険である。道路が北に向かってカーブしているため、北側から来る車両にとって見通しが悪い箇所となる。 また、児童が真似をする可能性もあることから防止したい。	横断歩道の設置は、見通しが悪い箇所での設置はかえって危険となることから難しい。 道路両側のガードパイプに、当該箇所横断しないようメッセージを表記した看板を設置する。	東京都第六建設事務所	R7.2

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	千寿双葉小学校	<参加者> 学務課 1 名、千寿双葉小学校 1 名、P T A 3 名 交通対策課 1 名、東部道路公園維持課（東部第一係） 3 名 千住警察署 1 名
実施日時	令和6年11月14日（木） 15:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 千住大川町 2 2 番 南西側 T 字路	路地から通学路に出てくる自転車やバイクが、安全確認をせず、通学児童との出会い頭の事故が生じないか危険を感じている。	通学路に接続している路地は私道であり、注意喚起の路面表示等が行えないことから、交通標識の柱に「学童注意」の看板を設置する。	東部道路公園維持課	R6. 11
(2) 千住寿町 3 8 番 南西側変則交差点	通学路である中居堀通りに接続する路地から、安全確認をせずに飛び出してくる自転車が多い。	路地（区道）の路面にストップマークを表示し、自転車等に注意を促す。	千住警察署	R6. 12
(3) 千住寿町 2 8 番 東側 T 字路	通学路である中居堀通りに接続する路地から、安全確認をせずに飛び出してくる自転車やバイクが多い。	通学路に接続している路地は私道であり、注意喚起の路面表示等が行えないことから、区道の路側帯に注意喚起の路面シートを設置し、自転車等に注意を促す。	東部道路公園維持課	R6. 11

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	伊興小学校	<参加者> 学務課 1 名、伊興小学校 1 名、PTA 1 名 開かれた学校づくり協議会 1 名、都市建設課 1 名 西部道路公園維持課（西部第二係）2 名 東京都第六建設事務所 3 名、竹の塚警察署 2 名
実施日時	令和6年11月19日（火）13:30～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 伊興二丁目 2 1 番 北東側交差点	大師北参道へ向かう、もしくは大師北参道から進入してくる舎人公園通りの信号機が無い交差点である。 舎人公園通りは都道でもあり、交通量はとても多く、速度も上がっている。 通学路は信号機のある交差点としており、この交差点での舎人公園通りの横断は通学路外ではあるが、指導を徹底しても横断する児童は少なからず存在し、危険な状態となっている。	車の運転手に対し、児童の横断に対する注意喚起のため、街路灯柱に注意看板を設置する。	東京都第六建設事務所	R7. 1
(2) 伊興四丁目 1 5 番 北西側交差点 (伊興小前交差点)	交差点を南北に通る道路が見通しが悪く、押しボタン信号機があるにもかかわらず、稀に信号無視をする車が見受けられる。 また、横断待機場所が狭く、登校時は児童が車道にはみ出ていることもある。	① 南北の通りの停止線が薄くなっているため、塗り直しを行う。 ② 北側から交差点に向かう車からの見通しが特に悪いことから、電柱に注意看板を設置する。 ③ 児童の待機場所をカラー舗装（緑）し、待機場所を明確にする。	① 竹の塚警察署 ②③ 西部道路公園維持課	① R6. 12 ②③ R6. 12
(3) 伊興五丁目 2 2 番 北東側交差点	信号機が無い交差点であり、交差点の東側道路が急に幅員が狭くなること、また角の家屋のため見通しが悪いこともあり、車からは南北に横断する通学児童を認識しづらい。	① 交差点東側道路の路面に「飛び出し注意」の表記を行うとともに、薄れている外側線の塗り直しを行う。 ② 交差点東側道路の電柱に「飛び出し注意」の看板を設置する。	① 西部道路公園維持課 ② 学務課	① R6. 12 ② R7実施予定

令和 6 年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	辰沼小学校	<参加者> 学務課 1 名、辰沼小学校 1 名、P T A 2 名 都市建設課 1 名、東部道路公園維持課（東部第二係） 3 名 綾瀬警察署 1 名
実施日時	令和6年11月20日（水）9:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 辰沼二丁目 1 番 西側歩道	新規開店したコンビニエンスストアの駐車場に入出庫する車が多い（特に登校時）。 入出庫の際に、通学路である歩道を横断することとなり、危険と感じている。 また、当該道路は幅員が極めて狭いが、北綾瀬駅に向かう自転車が多く通行し、登校児童が危険である。	① コンビニエンスストアの駐車場内に「止まれ」等の注意喚起標示を掲出するよう依頼する。 ② 歩道の路面に「歩行者優先」等の標記をし、自転車の運転手に注意を促す。	① 学務課 ② 東部道路公園維持課	① R6.12（同月、店舗により看板設置） ② R7.1
(2) 辰沼二丁目 6 番 東側道路	道路幅員が狭く、路側帯も電柱がある場所などは車道に出る必要がある。 車（一方通行）・自転車の通行が多く、途中のカーブ地点は見通しが悪いため、いきなり車両が出てきてヒヤリとすることがある。	途中のカーブ付近にあった家がアパートに建て替わり、これまで狭隘になっていた西側路側帯が拡大した。 よって、西側路側帯にもグリーンベルトを設置し、より幅が広い西側路側帯を歩行するようにする。	東部道路公園維持課	R7.1

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	本木小学校	<参加者> 学務課 1名、本木小 1名、PTA 1名 開かれた学校づくり協議会 1名、都市建設課 1名 西部道路公園維持課（西部第一係） 3名 西新井警察署 2名
実施日時	令和6年11月21日（木）9:30～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 本木北町7番 北側道路 (本木小学校 北側)	小学校の入校門に面した道路であり、歩道が無い道路である。 道路の西側から来る車両が、道路幅が広くなることからスピードを上げることが多く、特に登校時は児童が集中するため危険を感じている。 スクールゾーンによる車両の進入禁止規制はできないか。	交通量や路側帯の広さ、また枝道に標識柱を設置するのが困難なこと等を勘案すると、規制をかけるためのハードルは高い。 ただ、現状では江北橋通りからの抜け道となっていることもあり、路面に注意喚起の表示を行う。	西部道路公園維持課	R6. 12
(2) 本木東町6番～11番 北側道路	スクールゾーンによる車両進入禁止規制がかかっている（7:30-9:00、13:00-15:00）が、通行する車両が多い。 登校時は付近在住のボランティアがA型バリケードを設置しているが、下校時は設置していないこともあり、下校時の通行車両が多い。 児童にはガードパイプの内側を歩行するよう指導しているが、民家駐車場の入口のためガードパイプが切れている箇所も多い。 学校付近の道路であり、通学時には多くの児童が通行することから、危険である。	① 違反車両については、取り締まりを担当する部署に連絡し、交通指導の実施を依頼する。 ② 引き続き学校から児童に対して、ガードパイプ内を歩行するよう交通安全指導を徹底する。	① 西新井警察署 ② 本木小学校	① R6. 11 （今後も計画的に実施予定。）
(3) 本木北町1番 南東側交差点	本木新道と江北橋通りが接続する、信号機が無い交差点である。 江北橋通りが付近まで部分開通したことに伴い、当該交差点を通行する車の動きが複雑化し、通学する児童が危険と感じている。	信号機については、江北橋通りが本木新道まで完全開通してからでないと交通量等が把握できず、必要性についての判断ができない。 複雑化した車の通行については、現在配置されている学童擁護員に更なる注意をもって見守りを行うよう指示していく。	学務課	R6. 11
(4) 本木北町5番 横断歩道	現在江北橋通りに設置されている横断歩道（信号機無し）は、江北橋通り開通前の通学路とは異なる箇所に配置されている。 従来、生活道路であったこともあり、横断歩道が無い旧通学路で江北橋通りを横断する児童が散見される。 横断歩道の移設が望ましい。	江北橋通りの開通状況に応じて、交通量や地元要望等を鑑みて横断歩道や信号機等の設置について再検討されることも考えられる。 道路管理者である東京都第六建設事務所には要望について連絡する。	学務課	R6. 11

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	西新井小学校	<参加者> 学務課 1 名、西新井小学校 1 名、PTA 2 名 開かれた学校づくり協議会 1 名、都市建設課 1 名、交通対策課 1 名 西部道路公園維持課（西部第一係）2 名 西新井警察署 2 名
実施日時	令和6年11月27日（水）9:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 西新井本町四丁目9番 東側横断歩道 (西新井小側)	当該箇所は学校前の横断歩道である。本木新道の車両用信号が赤の場合でも、信号無視して通行する自転車があり、危険である。	① 左右をよく見た上で横断することを徹底するよう、児童へ改めて指導する。 ② 注意喚起を目的として「児童注意」等の看板を横断歩道付近の電柱へ設置する。	① 西新井小学校 ② 西部道路公園維持課	②R7.3
(2) 西新井本町四丁目8番 東側道路	本木新道は車道の幅が狭く、バスなどの大型車も通行するため、自転車が歩道上を通行することが多い。その際、スピードを出して運転する自転車も多く、児童と接触する危険がある。	① 少しでも車道と反対側を通行するように児童へ指導する。 ② 通学路であることを強調するため、本木新道沿いへの文マーク（電柱へ設置する通学路標示）の設置を次年度以降検討する。	① 西新井小学校 ② 学務課	
(3) 西新井本町一丁目27番 北側道路	道幅が非常に狭い道で、見通しが悪いため、脇道からの急な車両の飛び出しなどが危険である。また、当該道路の東西出口付近交差点は、特に見通しが悪く、出会い頭の事故の危険性が高い。	当該道路東西出口付近にストップマークを塗装して、児童を含む歩行者へ注意を促す。なお、脇道からの急な飛び出しに対する対策については、脇道のほとんどが私道である等の理由により、対応は困難である。	西部道路公園維持課	R6.12

令和6年度 通学路合同点検実施結果報告書

学校名	弘道第一小学校	<参加者> 学務課1名、弘道第一小学校1名、PTA3名 交通対策課1名、東部道路公園維持課（東部第一係）2名 綾瀬警察署1名
実施日時	令和6年11月29日（金）9:00～	

点検場所・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	工事完了日
(1) 弘道一丁目39番 北東側交差点	通学路は当該交差点の環七南通りを横断するように設定されている。横断には、日頃地域のボランティアが見守りを行っている。 歩行者用信号であることから、環七南通りを通行する近隣高校生の自転車の信号無視や逆走が頻繁に発生し、青信号で横断している児童に危険が生じている。	① 近隣の高校に対し、当該交差点における自転車の通行マナー改善を要請する。 ② 日常のパトロールにおいて、交通違反をしている自転車に対し注意を行う。	①② 綾瀬警察署	① R6.11 ② R6.11～
(2) 弘道一丁目19番 北西側交差点	当該交差点を南北に通る道路（交差点における主道路）が抜け道となっている。 通学路は当該道路を横断することとなり、見通しも悪いことから出会い頭の事故の懸念がある。	① 主道路の南北交差点手前に「飛び出し注意」の路面表示を行い、運転手への注意喚起を図る。 ② 東西に通る従道路の交差点手前に歩行者用ストップマークの路面表示を行い、通学児童への注意喚起を行う。	①② 東部道路公園維持課	R7.1
(3) 弘道二丁目1番 南側変形交差点	当該交差点の南北を通る五反野ふれあい通りをもって、弘道第一小学校と弘道小学校の学区境界となっている。よって、五反野ふれあい通りを横断する越境通学児童が点検の対象となる。 歩行者用信号であることから、五反野ふれあい通りを通行する近隣高校生の自転車の信号無視が頻繁に発生し、青信号で横断している児童に危険が生じている。	五反野ふれあい通りに「学童注意」の路面標示を行い、自転車を含む運転手に注意喚起を促す。	東部道路公園維持課	R7.1